

愛媛県に対する『要求と提言』

2010年12月24日

日本労働組合総連合会愛媛県連合会

I. 雇用・労働・中小企業政策

1. 積極的雇用政策と社会保障政策との連携による新たな生活保障制度

- (1) 県・市町は、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間に率先して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の行政機関、地方独立法人、特に教育委員会における障がい者の雇用促進・雇用維持をはかること。
- (2) 近年新規学卒者の就職内定率は大幅に低下するなど、就職先が決まらず不安を抱えている者は多い。来年の卒業予定者についても、「第2就職氷河期」と言われるぐらい厳しい状況が懸念される。この状況を打破するために、新規学卒者に対する就職支援対策の強化に努めること。

2. 公契約における公正労働基準確保

- (1) 拡大する民間企業への委託事業や工事において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、極端な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請業者へのしわ寄せを排除する「公契約基本法」の制定を国に対し求める議会決議を行うこと。
- (2) 自治体の工事や業務委託の入札・契約にかかわる公契約条例を制定すること。その際、労働関係法の遵守、社会保険の全面適用、適正な賃金水準および労働条件の確保等について条項を設けること。

II. 人権・平等政策

1. 就職差別の廃絶の取り組み

連合がまとめた「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」の報告書から、依然として就職差別廃絶に向けた行政指導の徹底の不十分が明らかとなった。したがって、行政による指導を強化すること。

2. 男女平等社会実現の取り組み

男女共同参画基本計画(第2次)に基づく施策の進捗状況を検証し、政策や方針決定過程への女性の参画を促進するポジティブ・アクションを盛り込む等、施策の実行を高めること。また、新たに策定された「第3次男女共同参画基本計画」をふまえ、施策の見直しや補強点についての検討を行い、施策へ反映して行くこと。

Ⅲ. 環境政策

1. 低炭素社会の実現に向けた気候変動対策の着実な実行と公平・公正で実効性のある2013年以降の国際的枠組みの構築

- (1) 地球温暖化対策の他、環境政策全般の策定過程においても、政労使の他、地域社会やNGO／NPOなど、様々な主体(マルチ・ステークホルダー)が協議に正式に参加できる仕組み「社会対話」を構築すること。
- (2) 温室効果ガス排出削減に向けて、「3R活動」「見える化」の推進等、各種施策を実施すること。

Ⅳ. 福祉・社会保障政策

1. 地域医療の充実と医師不足等の解消

- (1) 「地域(保健)医療計画」や「医療費適正化計画」等、医療提供体制に係る計画の内容について、全国健康保険協会による都道府県別の医療費や健診データを活用するなど実態にもとづく検証を進め、医師や看護職の適正配置等、改善がはかられていない課題があれば、速やかに見直しを行うこと。特に、病院勤務医、中山間地域の医師不足等については、財政措置を含めた実効性ある対策を講じること。
- (2) 病院勤務医の不足・偏在を解消するため、診療科ごとの必要医師数を定め、その適正配置に向けて、各医療機関や医科系大学と連携した具体的な医師確保対策を検討すること。
- (3) 看護職の離職の原因(長時間労働・夜勤に伴うリスク)を解消するために、就労看護職員員の増員を行い、夜勤負担の軽減・労働法令の遵守に取り組むこと。その上で、ワーク・ライフ・バランスを尊重した職場環境の整備を促進するために、潜在看護師の活用に向けた研修制度の充実、院内保育所の整備など、各医療機関等に対する財政上の措置を含めた支援を行うこと。

2. 高齢者と障がい者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

- (1) 2009年度介護報酬改定の趣旨をいかし、介護労働者の処遇を改善するとともに、介護を必要とする人が誰でも適切な介護サービスを受けられるよう、以下の取り組みを進めること。
 - ① 介護サービスの普及および適正利用の観点から、利用方法や制度理念について、利用者、事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。
 - ② 事業者に対する指導・監査について連携を強化すること。また、事業所が廃止される場合には、利用者のサービス継続の確保、利用者と馴染みのある関係のある介護労働者の雇用確保についても行政も十分な支援を行うこと。事業者に対しては労働関係法規・通達の遵守を周知・徹底するとともに、労働者の賃金が最低賃金を下回っている場合は、事業者指定の取消を行うなど、厳正な指導監査を実施すること。

- (2) 障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、利用者の実情に応じた障がい福祉サービスを適切に提供すること。
- ① 障がい福祉サービスの利用負担、施設居住費・食費、自立支援医療の自己負担等については、障がい者の負担能力に配慮して適正かつ公平な負担とし、負担可能な費用でサービスを利用可能とすること。また、自立支援給付に対する国庫負担基準の超過支給を行うなど、必要なサービスの利用抑制につながらないように配慮すること。
 - ② 「障がい者権利条約」の批准に向け、障がいのある人の社会参加を阻む物理的・心理的バリアを解消し、完全な平等を達成するために、障がいに基づくあらゆる差別を禁止する条例を制定すること。
- (3) 高齢者に関する審議会・委員会に愛媛県高齢・退職者団体連合の代表者を参加させること。
- (4) 高齢者の免許返納に伴い、山間・へき地・島しょ部等の高齢者の足を守る公共交通機関の維持および新設と高齢者に対する優遇措置をはかること。
- (5) 「後期高齢者医療制度」廃止後の「新医療制度」の運営主体を「愛媛県」とすること。また、公費の投入割合を高めること。

3. 生活保護の運営体制の改善・充実

- (1) 離職者や生活困窮者の増加に対応して、2009年10月に改正された「生活福祉資金貸付制度」や、あらたに実施された「住宅手当緊急特別措置事業」、「臨時特例つなぎ資金貸付事業」など各種給付や融資の制度の周知を徹底すること。
- (2) 雇用情勢の悪化、生活問題の複雑・多様化など福祉現場の業務拡大等を踏まえ、ケースワーカー(現場員)等職員の配置を拡充すること。

V. 教育政策

1. 教育の機会均等と格差是正

教育予算を大幅に増額し、家計負担の軽減をはかること。その上で、公立高校無償化・高等学校等就学支援金制度や、平成21年度より導入された学習支援費等の制度について、教育の機会均等に資する実効性ある運用が行われるよう、制度の周知徹底に向けた啓発・広報活動、および成果と課題を把握するための体制整備を行うこと。

2. 勤労観・職業観を育む教育の推進

- (1) 子どもの成長段階に応じて、働く者の権利、労働組合の必要性等、「労働の尊厳」を深く理解し、勤労観・職業観を養うための系統的な労働教育を行うこと。
- (2) 参政権や生存権、税や社会保障、食・農業・環境・エネルギー・消費行動等、自立した社会人として必要な知識・意識を身につけるための社会教育を充実すること。

VI. まちづくり政策

1. 安心・安全の住まいとまちづくりの推進

- (1) コンパクトシティや高齢者や障がい者を含む、すべての生活者が快適に暮らすことができる、ユニバーサルデザイン(言語・老若男女・能力・障がいの如何を問わずに利用できる施設・製品・情報等の設計)にもとづいた、まちづくりを推進すること。
- (2) 活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備、地域住宅支援などの社会資本総合整備計画を策定すること。その上で、社会資本整備総合交付金の活用を図り、低所得者や高齢者、障がい者、子育て世代等、特に住宅の確保を必要とする世帯に対する公的賃貸住宅の供給を拡大するなど、地域の実情に即した住宅政策を推進すること。
- (3) 災害に強いまちづくりを推進するため、「改正耐震改修促進法」(2006年)において、「2015年までに建築物の耐震化率を少なくとも90%に引き上げる」とした目標達成に向け、実効ある耐震改修促進計画を策定すること。また、公共施設(病院・学校・交通機関等)の耐震化や、老朽化した橋梁・上下水道管等の維持管理を適切に推進すること。

2. 人と環境にやさしい交通体系整備

- (1) 車社会のもと、連絡橋のインフラ整備が進められ利便性は高まった感はあるが、島しょ部の過疎化が進む中、居住するお年寄りや体の不自由な方々の交通弱者においては、離島航路は生命線である。現政権が制定に向け取り組みを進める「交通基本法」の根幹は、「移動権」であり、島しょ部如何にかかわらず、国民の社会権、自由権に格差が生じることはあってはならないことから、各自治体に対し、「交通基本法」制定に合わせた施策を打ち出すよう必要な対策を講じること。
- (2) 高速道路の割引(本州四国高速連絡道路)に輸送量(利用客・車輛等)の激減等を背景に、航路廃止若しくは航路縮小に追い込まれて、結果、県民を含めた利用者の交通利便性が大きく損なわれる。また、現政権が制定に向け取り組みを進める「交通基本法」の理念の一つである「大規模な災害が発生した場合の必要な交通の確保」においては、フェリー・旅客船は災害等の有事において物資輸送等に最も有効な輸送モードでもある。したがって、利用者の立場に立った交通施策、県民生活の保障、交通による環境への負荷の低減等を十分に考慮し、地域住民・交通弱者の移動の足として、公共交通機関および航路の維持・存続を図るための支援策を講じること。

VII. 食料・農林水産・消費者政策

1. 食の安全の確保と食料自給率の向上、食育の推進

- (1) 食料自給率の向上をはかるため、地域の条件や特色に応じて地域の食料自給率や地産地消の取り組みについて目標を設定し、実現に努めること。また、食品廃

棄・ロスを削減するため、廃棄食品を有効活用するフードバンクの取り組みや食品残さを活用したエコフィードやバイオマス燃料の普及等地域の特色に応じた施策を支援・推進すること。

- (2) 食育基本法に則り地域の特性を生かした「食育推進計画」を策定し、地域産食材を使用した学校給食や休耕地を利用した学習農園等を通じて、地域への関心や地産地消に対する意識の醸成を推進すること。

2. 消費者保護・被害者救済の体制強化

- (1) 高度化する消費者からの相談に的確に対応するため、相談員の確保や相談への対応力強化をはかるため、相談員の雇用形態・処遇を改善するとともに、能力開発を充実させること。
- (2) 2010年6月18日に施行させた「改正貸金業法」に対応するため、「多重債務問題改善プログラム」にもとづく相談・救済体制の強化等を実施するとともに、悪質事業者の取締りを強化すること。

Ⅷ. 行財政改革

1. 地方税財際の確立

- (1) 社会保障・税共通の番号制度の導入、税の適用実態の情報開示、国税不服審判制度の見直しなど、納税環境整備の法改正の動きを踏まえ、税務行政体制の整備や担当職員の養成等をはかること。また、「地方税電子申告サービス(eLTAX)」の一層の普及をはかること。
- (2) 2011年1月分より、所得税に関わる扶養控除と特定扶養控除の見直しが行われ、2012年6月分より、地方住民税に関わる扶養控除と特定扶養控除の見直しが行われる。したがって、制度改正の内容とともに政策意義など含め、住民への周知・広報活動を行うこと。

2. 労働組合も参画した新しいネットワーク(産官学金労)の構築によるまちづくり推進

- (1) 地域の産業振興と雇用・労働条件の維持・安定等、地域活性化策について、地方経済産業局や中小企業再生支援協議会と地域の労働組合代表が意見・情報交換を行う場を設けること。また、従来の「産・官・学」の連携に加え、地域金融機関、地域の労働組合が参加する「産・官・学・金・労」が、一体となって、地域雇用の創出、新事業展開、技術開発等の地域産業活性化策を検討する場を設けること。
- (2) 地方自治体、民間事業者、NPOなどがそれぞれの特性を生かしサービスを提供する「新しい公共」を推進すること。あわせて、NPO・コミュニティビジネス等のいわゆる社会的企業に対する支援を拡充すること。
- (3) 現場力を担う技術・技能人材の育成・継承の支援とともに、インターンシップ単位として認める制度を普及させるなど、地域企業と連携した高校・大学などにおける職業人としてのカリキュラム強化を行うこと。
- (4) 農林水産業の活性化のため、多様な生産組織の育成を支援するとともに、他産

業との連携や規模拡大などにより経営体質の強化をはかること。特に、農山漁村の有する資源を活用した地域ビジネスを展開する6次産業化を支援し、農林水産業の活性化と雇用の創出をはかること。

以 上